

倫理審査の外部委託を希望される研究者の方へ

※多施設共同研究の場合のみ倫理審査の外部委託ができます

1. 委託先の申込運用を確認し、ひな形等申請書類一式を入手します。書類に必要事項を記載します。
2. 倫理審査申請システムから、従来の新規申請と同様に担当部局の委員会を選択したうえ、審査申込みをします。

【注意】

「研究の形態」で「他機関の倫理審査委員会へ審査を委託」を選択し、委託する委員会名を記載してください。

研究の形態	<input type="radio"/> 多施設共同 <input type="radio"/> 本学のみ ⇒ <input type="radio"/> 本学が主 <input type="radio"/> 他施設が主 <input checked="" type="checkbox"/> 他機関の倫理審査委員会へ審査を委託 ※外部への審査依頼は学内手続きが済んだ後に行うこと ⇒委員会名 <input type="text"/>
-------	---

多施設共同研究の場合、本学が主施設／分担施設に関わらず、外部の倫理審査委員会に審査を依頼することができます。

【添付する書類】

- ① 審査委託申込書類
(委託依頼書や契約書ひな形のワードファイル等を添付)
- ② 審査資料として提出予定の研究実施計画書
- ③ 審査資料として提出予定の同意説明文書やポスター
- ④ その他、審査資料として提出した書類

3. 学内(イノベーション推進センターまたは生命倫理研究センター)の事前確認を受けます(書類修正等の対応が必要な場合があります)。

4. 先方の倫理審査委員会へ申し込みます。

5. 先方の倫理審査委員会で倫理審査を受けます。

6. 先方の倫理審査委員会から承認通知を受領します。

7. 倫理審査申請システムに承認通知等を添付します。

※添付できない場合は、事務局あてにロック解除の依頼をしてください

【必ず添付する書類】

- ① 委託先委員会が発行した倫理審査結果通知書
- ② ①で承認を受けた最新版の申請書類一式

8. 学内倫理審査委員会での報告、所属機関の長の許可確認を行います。

9. 研究実施許可書(紙媒体)が発行されます ⇒ 研究実施可能

10. 従来の申請課題と同様、は倫理審査申請システム[その他報告]から研究に関する報告(実施状況報告・有害事象・終了報告)が必要となります。

11. 内容変更も、従来の内容変更申請と同様に倫理審査申請システムで審査申込みをします。なお、変更後の内容で研究実施可能となるのは9.と同様に「**研究実施許可書**」の受領後となります。